

1. 議事日程（平成30年第2回北広島町議会臨時会）

平成30年8月10日  
午前10時開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 報告第10号 専決処分の報告について  
（事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）  
日程第4 報告第11号 専決処分の報告について  
（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）  
日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度北広島町一般会計補正予算（第2号））  
日程第6 議案第67号 工事請負契約の締結について  
（北広島町図書館大規模改修工事）  
日程第7 議案第68号 財産の取得について  
（小型動力ポンプ付四輪駆動消防車（ダブルキャビン））

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 清見宣正	大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸
危機管理課長 野上正宏	総務課長 畑田正法	財政課長 植田優香
建設課長 川手秀則	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） おはようございます。このたび、7月初旬、広島、岡山をはじめ全国各地を襲った集中豪雨により、多くの人命が失われ、いまだに多くの方が行方不明となっております。その後も台風の影響により甚大な被害が日本全国各地に起きております。本町においても、土砂崩れなどにより、農地、農作物の被害などいろいろ災害が出ております。そうしたことを踏まえ、亡くなられた方に対して、心よりご冥福をお祈りし、被災された方々に対してお見舞いを申し上げ、一日も早い、復旧・復興を願うものであります。ここで、このたび亡くなられた方々に対して哀悼の意をささげ、黙禱を行いたいと思います。（黙禱）
- 議長（伊藤久幸） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、梅尾議員、11番、室坂議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、報告第10号、専決処分の報告についての報告を求めます。箕野

町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは報告第10号について概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集の2ページをお開きください。専決処分第8号についてご説明をさせていただきます。地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり、平成30年6月1日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をします。1、相手方、専決処分書のとおりでございます。2、事故の概要、平成30年5月17日午前11時30分ごろ、北広島町立八重小学校校舎裏水路付近で教頭が草刈り作業中、相手方所有の家用車のバックドアガラスを損傷させた。3、和解内容、（1）町は相手方に対し、損害賠償として8万8279円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額8万8279円。上記金額の内訳、バックドアガラス修繕費。以上報告します。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第4、報告第11号、専決処分の報告についての報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第11号について概要を説明します。議案集の3ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 報告第11号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書3ページ、4ページをごらんください。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書4ページ、専決処分第9号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年6月27日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明させていただきます。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、平成30年5月9日午後7時30分ごろ、町道板村オ乙線を走行中、道路陥没箇所を通行したことにより、右前輪タイヤをパンクしたものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として2160円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら

債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は2160円で、内訳は、タイヤの修繕費でございます。専決処分の報告について、以上終わります。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第3号について概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度北広島町一般会計補正予算第2号を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政課からご説明いたします。別冊の平成30年度予算書、一般会計予算補正第2号をごらんください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算の総額を150億3000万円として、7月17日付で専決処分を行ったものでございます。主な内容は、7月5日から8日にかけて発生しました豪雨災害復旧のため、緊急に措置しなければならない事業費などを計上したものでございます。歳出事項別明細書の1、2ページからお願いいたします。3款民生費、5項災害救助費、災害救助費について、下水のマンホールポンプのオーバーフロー対策として、災害救助事業に169万3000円を、6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業費について、災害復旧の補助対象とならない道路、農地、農業用施設などの復旧について緊急的に補助を行う地域施工支援事業に1600万円を、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、災害復旧事業に係る査定設計書委託料4799万9000円を、同じく2項公共土木施設災害復旧費査定設計書委託料2399万9000円を、14款予備費1030万9000円を追加するものです。なお、財源につきましては、財政調整基金繰入1億円を予定しております。以上で財政課からの説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 歳出の2ページの6款の地域施工支援事業について伺います。原材料費及び地域施工補助金の額はわかりましたが、件数をお答えください。また、これらには、自宅の裏山の崩壊などは含まれているか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 地域施工支援事業のことについて建設課からお答えします。機械リース料として10万円を10件、原材料費として10万円を30件、地域施工補助金として20万円を60件見込んでおります。それから議員ご指摘の裏山の小規模な崩壊についても、これにより復旧を見込んでおります。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 裏山の崩壊の場合に公共用地というか、公地といいますか、そういうものが含まれている場合があると思うんですけども、規模が多い場合、条件が合えば、県の小規模崩壊地復旧事業が適用できると思いますけども、100万円以下は適用されないと聞いています。また、後背林地や保全対象戸数に条件があり、1戸だけの被害では適用もされないと伺っていますが、この場合、北広島町はどうしているか、先ほどの裏山の崩壊で全て対応できるのかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 県の小規模崩壊地復旧事業につきましては、人家保全対象が2戸以上で、1戸の場合については、公共性のある道路であったり河川であったり公共建築物等があることが条件となっております。それから裏が山林であると、後背林地であるということが条件となっております。被害の程度においても、議員ご指摘のとおり、下限値がありますので、この100万円未満程度のものについて、この地域施工支援事業で全て保全が可能かどうかというのは、それぞれの地理的特性とか地域的なものがあるとは思いますが。堆積土砂等の除去等については、国土交通省、それから環境省のほうで条件整備がされておりますけども、それにつきましても大規模なものになっておりますので、人家の裏山1戸程度のものについては、なかなかそれが適用が難しいと思っております。地域施工支援事業で有効に機械借り上げであったりとか補助金等を組み合わせて、できるだけの支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 限度があって、なかなか適用が難しいということで、結局は自己負担というふうになっているんじゃないかと思えます。昨日の中国新聞に、世羅町が小規模被害は独自に支援するとし、県の小規模崩壊地復旧事業の対象にならない100万円以下について、最大で半分の50万円を支援するとしたとのことであります。直接、世羅町の産業振興課に問い合わせたところ、事業費100万円以下だけでなく、被害が1戸でも、また、原野や耕作していない農地、山林でも対象にするなど、拡大解釈をして、これまでも単町の事業費として実施していることがわかりました。なぜ、このようにしているかと聞くと、これまでも町は30%補助をしていたそうですが、できるだけ早く寄り添っていきたいとの町長の強い思いで、50%に引き上げたとのことであります。北広島町でも、昨年、今年、今回とこれまでになく被害が発生しており、県や町の補助事業に該当せず、被災者が重い負担を持たざるを得ない例がたくさんあります。世羅町のように、北広島町でも同様の事業を行う考えはないのか、町長に伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 今年の豪雨災害については、地域によって、かなり状況が違っているというふうに思っております。ただ、本町では、昨年も今年以上の災害があったわけでありまして、これからもいつ起きるかかわからないという状況だと思っております。今回、世羅町については、そういう災害の程度がひどかったということで、そういう対応をされたというふうに聞いております。今後本町としては、いろいろと検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。このたびの災害というのは、広島県は非常に被害が大きかったということでありまして、激甚災害になるというふうな報道もあったやに聞

くわけでありますが、北広島の場合は、それに該当するのかなどということが1点。そして先ほど地域施工事業のことが1600万円組んであるということでありましたけども、これで地域施工事業10万円、あるいは20万円を上限の事業は全て採択できているのか、その金額がこれでいいのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危機管理課から激甚災害についてお答えします。これについては、今回の平成30年7月豪雨につきましては、日本全国、激甚災害の地域として指定をされているものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 地域施工支援事業で、今回の災害の補助対象にならなかった部分が全て救えるかというご質問ですけども、現在、被害報告があって、その災害査定申請に持っていけないもの、それからそうでないもののふり分けをしまして、災害査定申請に持っていけないものについては、地域施工支援事業の案内を送らせていただいております。その件数が70件程度ということでございますので、おおむね申請されれば、今回補正いただくもので、おおむね賄えるというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 危機管理課長のほうから、日本全国が激甚災害の対象になるよということですから、災害を復旧させていくのに自己負担率が通常の場合よりは少なくなくて済むということで間違いのないと思いますが、あと答弁いただきたい。建設課長のほうから説明がありました地域施工事業についてであります。全てが採択できるという条件がそろっている部分については、70件ぐらいがセットで、1600万で網羅できると、カバーできるということであるのかもしれませんが、この4月に、それ以前に地域施工事業を利用したいという方が4月の1日の何時かに届け出をしまして、もう既に予算がいっぱいだからできませんというふうなことがあったやに聞くわけでありまして、そういうことが4月1日のスタートの日から行われたということがあったということでありまして、本当にこの補正額の1600万で、皆さんの被災した箇所が修復できるのかというのをもう一度確認をしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危機管理課から、先ほどの激甚災害の割合ということですが、激甚災害に指定をされますので、ちょっと何%というのを私のほう持ってませんが、その対象となるということです。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今回補正いただく地域施工支援事業につきましては、災害の地域限定ということにしておりまして、平成30年7月5日から8日にかけて発生しました豪雨において、締め切り期限を設けまして、被害報告のあったもの、その中で災害査定に持っていけないものについて地域施工支援事業の案内をさせていただいております。従来からあります通常分の地域施工支援事業については、ご指摘のように年度当初に殺到しておりまして、地域によっては、執行予算をオーバーするというようなことも発生しております。それにつきましては、現地調査をして、その緊急性、必要性を把握しながら、適時、また補正のほう上げさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） しつこいようであります、地域施工事業の災害にかかわっての件数がこの1600万の予算に組まれているものであって、以前に直したいという箇所についての部分については入っていないという説明でありましたけども、その従来というのが今役場のほうで確認している件数というのとおおむねどれぐらいの予算が今後必要なのかというのが分かるようであれば、ぜひお知らせ願いたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） すみません、今、手元に資料持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。
- 議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 今、建設課長のほうから、災害申請の締め切りということがありましたが、今回の災害の締め切りが大変タイトであって、なかなか申請が難しかったという声を聞きますが、災害後何日後に締め切りをされたのか、お伺いします。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 通常、第1報、第2報、第3報ということで、だんだん精度上げていくんですけども、公共土木であれば1週間以内に報告ということが求められております。それから、その後、1週間ごとに第2報、第3報、第4報というふうに、より精度を高めていくわけでございます。地域施工支援事業に限っては、当初は2週間というふうに思っておりましたけども、南部のほうでひどい災害があって、北広島町内に在住しておられない方で、そういう施設であったり、農地をお持ちの方もいるだろうということから、もう1週間延期をしまして、3週間ほど受付をしておりました。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） このたびの締め切りは、3日後だというふうに窓口で言われたということで、災害に遭われた方が農地なり河川の周りとか、全て3日後に見て回ってチェックをするというのは大変難しかろうというふうに思います。先ほど、第2報、第3報ということがありましたけども、ぜひ、そういった情報を皆さんのほうにもお知らせをいただきたいと思ひますし、地域施工支援事業につきましては、このたびの災害だけでなく、一般的に改良、修繕が必要なものが対象になっておるんだというふうな思いがしますが、ぜひ地域施工支援事業については、締め切りはなくて、その都度、災害以外のものについては予算の範囲内ということもあると思ひますが、これまでも補正等で対応された経緯もあるわけですから、ぜひともそういった締め切りのないような事業にしていきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 災害地域に限った地域施工支援事業につきましては3週間という期限を設けさせていただいております。といいますのも、農地においても、農業用施設においても、災害申請する際にも維持管理がなされているか、経済効果があるかというようないろんな条件が求められてまいります。災害復旧に申請する際にもそういうことが求められるわけで、町においても、それに準拠いたしまして維持管理がされているか、経済効果があるか、必ずしも復旧しなければ甚大な被害につながるおそれがあるかというようなこともいろいろ加味しまして、その3週間という期限を設けております。それ以上2か月も3か月もたつて、その被害報告があるというようなことであれば、それにつきましては日常的な管理がなされていないというふうに認識をしております。それから一般の地域施工支援事業につきましては、4月1日から9

月30日を目安に受付をしております。ということで、できるだけ、ご要望にお応えできるよう、適切に措置してまいりたいと考えております。

- 議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 最初質問しました第2報、第3報の住民への情報提供というのは、もうされておるといふことでよろしいんですか、答弁がありませんでした。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 第2報、第3報につきましては、特別広報はしておりません。うちのほうの県への報告がそういうシステムになっておりまして、随時、第2報に合わせて意見集約をするというのではなくて、うちのほうで把握している情報をより精度の高いものに現地調査をさらに進めているということでご理解いただきたいと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 私がお聞きしたのは、3日後に窓口のほうで締め切ったということで、これじゃあ困るんだという話をしたんだということでしたが、それは間違いで、だから、まだ受付はできるということですか。もう全くだめということなんですか。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 今日現在においては、もう締め切りをしております。当然もう1か月以上経過をしておりますから、新たな現場を発見したので、これを追加してくださいというのは認められないんですけども、議員ご指摘のとおり、窓口で3日で締め切りというのは、ちょっと私も耳に入っておりませんでしたので、3日というような短期間の報告というのはないと思っておりますので、第2報、第3報ぐらまでの間に、実は道路だと思っと思ったのが川だったとか、川だと思っと思ったのが道路だったとかいうようなことはあります。それから河川については、通報された方が町の河川ですよというふうにされても、行ってみたら、県管理の河川であったというようなこともあつたりしますので、そういう部分については、その報告の中で修正というのは可能ですけども、今現在に至って、新たな箇所が見つかった場合については、申請はもう不可能でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第67号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第67号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の7ページをお願いします。議案第67号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町図書館大規模改修工事について工事請負契約を締結するに



当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議案第67号、工事請負契約の締結について説明をいたします。工事名、北広島町図書館大規模改修工事、工事場所、山県郡北広島町新庄北広島町図書館。工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成31年3月31日まで。請負金額1億6826万4000円。請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、支店長、小泉義則。生涯学習課としまして、別紙の資料を用意しておりますので、そちらをごらんください。1番の目的でございます。これまで説明をさせていただいておりますとおり、経年劣化による屋根の雨漏り、また空調機器の更新、トイレの洋式化、これらなどの大規模改修工事を実施するものでございます。なお、本工事でございますが、工程が非常に過密でございます。また、屋根の改修もあります。冬期間は積雪があります。そういったために早期に工事を着手したいということで、今回の臨時議会に提案をするものでございます。2番の事業内容及び事業費でございます。図書館の大規模改修工事の請負費としまして、1億6826万4000円、今回の管理の委託料としまして248万4000円、備品等の購入費が436万3000円で、合計しまして1億7511万1000円となる予定でございます。建設の概要です。北広島町図書館でございますが、鉄筋コンクリートづくり、屋根につきましては、鉄骨づくりとなっております。延べ床面積1294.10平方メートル、建築時期でございますが、平成3年でございます。今後のスケジュールです。議会の議決をいただきました後、3月末を工期とします。北広島町図書館につきましては9月から閉館をし、改修工事を行ってまいります。なお、図書の配架等につきましては、大朝の保健センター、こちらで配架等の事務処理を行ってまいりたいというふうに思っております。図書館の閉館及び開館等の周知についてでございます。図書館だより、これを全戸に配布する。また、きたひろネット、町のホームページ、無線放送等、また館内の掲示板等により周知を行ってまいりたいと思っております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。図書館、大朝新庄にあります図書館が経年劣化をして雨漏りがする、あるいはトイレを洋式トイレに変えるというふうな説明がございました。小規模の改修等については必要なかもしれませんが、今ある既存の建物を既存のところにまた同じように建てかえをしていくということ自体がどうなのかなというふうに私は3月の議会の中でも申し上げました。そこら辺を踏まえて、今、たちまち図書館の機能を大朝の保健センターのほうに移動していくんだということですが、そこで、それだけのものが受けられるような準備ができるのであれば、そこを図書館機能を高めていくというふうなことで、新たに経費を使っていくということをしていくという考え方が変わらない限り、いつまでたっても、あるところに、既存の施設を直して使っていくんだ、新たに建て直すんだというふうな状況になっていくだろうというふうに思います。一つの町になったんでありますから、全体的な町としての構想をしっかり持った上で、つくるべきものはつくる、そして移転すべきことは移転していくという考え方が必要ではなかろうかというふうに思うわけですが、そのところの考え方がどうであろうかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 現在の施設を利用せずに、別の施設を利用したらというところがございます。現在の北広島町図書館でございますが、約8万冊の本を所蔵しております。ほかの分館につきましては1万冊前後というふうになっております。現在の北広島町図書館でございますが、まだ、平成3年に建設をされたものでございます。施設につきましては、その施設の見直しというところが必要で、現在の施設を引き続き継続し、活用していくのか。また、いずれは、その施設を利用しないようにしていくのかというところは、現在の町としては検討するところが大事なところだというふうに思っております。ただし、今回の北広島町図書館につきましては平成3年に建築したというところもございまして、また、規模としましても、かなり大きな面積を持っております。こちらを北広島町の図書館として継続して活用していきたいというふうに考えて今回改修をするものでございます。なお、保健センターで現在事務を行うというところがございますが、図書を全て移動するということではございません。現在、配架を行っております新刊等の配架につきまして、そちらの保健センターを活用して行っていく、また、新しい新館、そういったものを保健センターの一部に配架し、皆さんにご利用していただくというところでございますので、その施設、保健センター全てを使って、図書を全て移動するというものではございませんので、今回につきましては、新しく、現在の図書館を新たに改修を行っていききたいというところでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 当面保健センターのほうに移るけれども、全てが移るのではない、臨時的な措置であるというふうな言い方でありました。であるならば、今度千代田地域にまちづくり何だったでしょうか、公民館も含めて10億円、あるいは、それよりも少し要るのかもしれないけれども、そういう施設をつくる必要があるという状況にあります。であるとするならば、そこに今の8万冊だったですか、その図書が集積される、そして、そこが北広島町の図書館の機能を持つんだというふうな、そういう考えの中で物事をつくっていくというふうなことにはならないのかどうなのか、あれはあれよ、これはこれよということで、あるところに要るのよというふうな物事の考え方なのかどうなのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 今度役場付近に建設されますまちづくり拠点施設、こちらのことであります。こちらにつきましては、協働のまちづくりということで、住民の方と一体になって地域活動その他の活動を行っていきけるような施設というふうに考えております。その中に、図書館というのはもちろんあるんですが、現在、千代田の中央公民館にあります図書、こちらを移すように考えております。やはり北広島町図書館というのは、現在大朝にあるわけなんです、これだけの規模で面積を確保していくということになりますと、また、その規模も一段と大きくなっていくように思っております。やはりこれまでの機能、北広島町図書館は、現在大朝地域にありますものを拠点として、図書の機能を町内で維持を行っております。こちらにつきましては引き続きこのような形で、現在ある図書館を利用して行っていききたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） ですから、新しくできるであろうというところに、それだけの蔵書が集められるという施設を作ったらどうなのかという言よるんです。今までの考え方は、それこそ、

そうでないからここに今出されているというのはわかるんですが、そういう物事の考え方ができたら、本当に、今までであるところに新たに作っていくよということで、何ら、それこそ町の財政が大変だというときに、何ら改革されるような状況にはないというふうに思いますが、再度そこら辺をお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 新しくできる施設に図書館の本館を移すというところでございますが、再度繰り返すようになるとは思いますけど、やはり現在ある図書館も、それだけの施設しっかりしたものがございます。現在あるものを有効に活用するというので、改修の費用はかかるわけでございますが、こちらを使ってまいりたいというふうに思っております。また、新しいところにそれだけの施設を改修するということとなりますと、やはりそれだけの費用は加算されるようになると思います。そういった観点から、現在の施設を利用するというので、これまで検討してきたところでございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡です。確認したいんですけども、今回は、工事請負契約の締結ということで、総事業費が1億7500万円ということについて、6月の補正予算のときに予算で2億円余りの予算が立てられた。これは実際に工事の請負契約をした結果がこういうふうになったということで、結果的に少し安くなったということよろしいんですか。

○議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 説明の中で、1億7500万という総合計を言ってしまったために、ちょっと難しくなりましたと思います。議員おっしゃいますように、工事請負費の予算は、6月議会のときに補正をいただきました1億9500万円余りだったと思います。その予算の中で、今回入札を行いました。その結果が1億6826万4000円で落札されたというところでございます。それに基づきまして契約を行う、これを議会の承認をいただきたいということで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第67号、工事請負契約の締結について、反対討論します。この工事は、北広島町図書館を大規模改修するため、1億6826万4000円で工事契約を結ぶものです。図書館の改修に反対するものではありませんが、町財政が厳しいときには、それにふさわしい規模かどうか慎重に判断すべきと考えます。その上で、反対する理由の第1は、この工事予算が含まれる6月議会提出の一般会計補正予算に私は反対の立場で討論を行いました。それは住民の切実な要望を財源がないと退けている中、美術ギャラリーが白紙になったにもかかわらず、住民の意見をほとんど聞かず、2億円ものお金をつぎ込むからでした。今回の入札により若干減額になったものの莫大な税金をつぎ込むことに変わりはありません。第2は、7月の豪雨災害で、北広島町においても道路や河川、農業用施設、公共用施設など7月20日時点で286カ所もの被害を受け、そのほかにも数多くの民間所有地で土砂流入や崖崩れ等の被害が出ており、今後、町だけでなく、被災した住民にとっても莫大な費用がかかることが心配されます。このようなときだからこそ可能な限り出費を抑え、これまでの制度も見直して、災害復旧に全力を傾けるべきと考えます。よって、この工事請負契約の締結について反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第67号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第67号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第68号 財産の取得について

- 議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第68号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集9ページをお願いします。議案第68号、財産の取得について説明します。本案は、小型動力ポンプ付四輪駆動消防車を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 危機管理課長。
- 危機管理課長（野上正宏） 危機管理課から議案第68号についてご説明いたします。資料は9ページでございます。財産の取得について説明をいたします。1、物件名、小型動力ポンプ付四輪駆動消防車ダブルキャビンでございます。2、納入場所、北広島町役場大朝支所。3、買取価格961万2000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町大朝4867番地1、株式会社米田自動車 代表取締役、米田静香。5、納入期限、平成31年3月20日でございます。資料のほうを準備をしておりますので、A4の資料をごらんください。目的でございますが、消防車の製作に長期を要しまして、議決をお願いするところでございます。理由といたしまして、国の交付金、経済産業省所管の電源立地地域対策交付金を活用しまして、消防車の購入を考えております。この交付金については6月27日に交付決定を受けたもので、8月1日に消防車の入札を実施をしました。対象のものです。第5分団第2班大朝屯所ということで、大朝支所近くの屯所に配置予定でございます。スケジュールといたしましては、議会の議決を得ましたら、購入の艤装ということで、この艤装が長期を要するものでございます。3月20日の納入期限ということで考えております。最後に、4、事業費でございますが、電源立地地域対策交付金1100万のうち上期充当分961万2000円をこの消防車の購入ということで充てていきたいと思っております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第68号、財産の取得についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第68号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成30年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員